

令和 7 年度第 2 回 長浜市環境審議会 会議次第

日時：令和 8 年 1 月 13 日（火）午後 1 時 30 分

場所：長浜市役所本庁舎 1 階 多目的ルーム 1、2

1. あいさつ

2. 委員・事務局紹介
会長選出

3. 会議事項

- ・再エネ促進区域の設定について資料 1
- ・第 2 次長浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定について資料 2
- ・特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」の対策について資料 3

4. その他

- ・長浜市総合計画の素案について 資料 4

長浜市における再エネ導入促進施策の再エネ促進区域の設定について

1. 促進区域制度について

- ・全国では太陽光発電等の再エネ導入に関して地域とのトラブルが増加しており、再エネ導入を促進する上で、一定のルール化、考え方の整理が必要となってきた。
- ・令和4年度、地球温暖化対策推進法の改正に伴い「地域脱炭素化促進事業制度」が創設され、再エネ促進区域の設定等が市町村の努力義務として規定された。
- ・再エネ促進区域を設定することで、地域との円滑な合意形成や環境への配慮、地域社会や経済への貢献等、地域と共生する再エネ事業の導入を促進できる。
- ・再エネ促進区域に設定されると、環境省や滋賀県の補助事業において、審査における優先採択や加点、補助金の増額等の一部優遇措置がある。

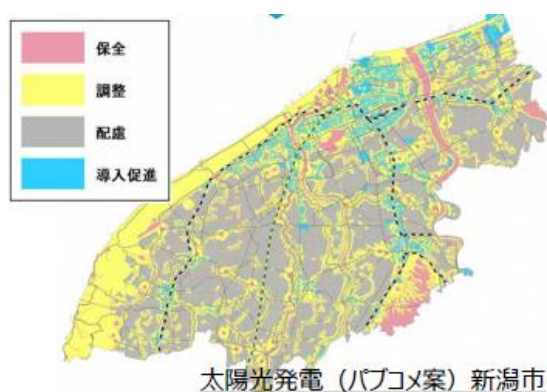
特に地方公共団体への効果

環境省資料

地元関係者との合意形成	地域環境・地域資源の保全	地域社会・経済への貢献	環境保全の意思表示
□ 適切に設定された区域への再エネ事業の呼び込み（適地誘導）は、地域での合意形成に大きく貢献。トラブルの未然防止に。 	□ 環境に配慮した立地誘導を促進し、環境破壊を回避。 □ 環境配慮要件を事業者を求めることができ、環境共生型事業を実現。 	□ 地域貢献要件の設定により、事業者に対して地元雇用や災害時対応等、地域貢献策を求めることが可能。 	□ 促進区域を設定することで、脱炭素化に積極的な地方公共団体としてアピールすることが可能。 

■設定事例（1）新潟市：ゾーニング

- ・太陽光発電及び陸上風力発電について、市域を「保全エリア」、「調整エリア」、「配慮エリア」、「導入促進エリア」等について区分けを行う「ゾーニング」を実施（令和5年6月設定）



※個別具体的に、特定の土地を促進区域に指定した場合においては、手続きの簡素化や環境アセスメントの一部省略が可能となる場合もある。

■設定事例（2）湖南市：建物の屋根上について設定

- ・ゾーニングまでは行わず、「屋根上」として設定（令和7年3月設定）
- 地域脱炭素化促進事業の対象区域：住宅及び住宅以外の建物の屋根上

2. 長浜市における促進区域設定について

- ・長浜市では、現状では促進区域の設定を行っていない。
- ・今後、地域内にさらに再エネを増やしていきたいと考えているが、地域と共生する再エネ導入の仕組みづくりを整備していく必要があり、今年度、第一段階として、以下のとおり促進区域を設定したい。

■今年度に設定する内容（概要）

- ・地球温暖化対策推進法に基づく再エネ促進区域を「建築物の屋根上における太陽光発電」について設定する。詳細については、下表のとおり。

■設定理由

- ・2030 年度再エネ導入目標のうち 96%を太陽光発電が占めており、長浜市においては、太陽光発電がメインの再エネとなることを考慮し、「太陽光発電」について設定したい。
- ・太陽光発電の導入ポテンシャルとしては、屋根上 747MW、地上 1,784MW だが、市としては、まずトラブルの少ない「建築物の屋根上」設定したい。
- ・さらなる議論が必要であることから、今回ゾーニングまでは行わない。
- ・地上設置型太陽光発電や他の再エネについては、今回設定を行わず、今後さらなる情報収集・地域内での議論を深めるための取組を進めていきたい。

■設定内容（詳細）

項目	内容
一 地域脱炭素化促進事業の目標	再エネ全体の導入量で 2030 年度までに 108MW を目指す。
二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）	市内全域における建築物の屋根上
三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模	【種類】 太陽光発電設備、カーポート型太陽光発電設備 【規模】 建築物の屋根上における太陽光発電設備の導入促進を行い、再エネ全体の導入量で 2030 年度までに 108MW を目指す。
四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項	電力の地産地消及び地域内経済循環を実現するために、市内で発電した電力を自家消費含め、可能な限り地域内で消費できるようにすることが望ましい。

五 イ 地域の環境の保全のための取組	法令遵守を徹底するとともに、以下について配慮すること。 ・自然環境に関すること ・防災、安全に関すること ・反射光に関すること ・景観、文化財に関すること
五 ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組	再生可能エネルギーの地産地消による地域経済循環や、防災力強化、環境教育等、地域振興・地域課題解決に繋がる取組を目指す。

※「第2次長浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）第4章 温室効果ガス排出削減に向けた緩和策」に上記内容を追記予定。

3. 促進区域設定の意義・メリット

- ・市として再エネ促進に関する考え方を表明することで、促進したい場所における再エネ投資への機運を高めることに繋がる。
- ・事業者等が設置する際に、県や国の補助金の活用の幅が広がる。（補助額の上乗せ等）

■滋賀県の補助金に関する情報 ※令和7年度の場合

補助対象設備	補助金メニュー	補助内容		備考
		補助単価	上限額	
太陽光発電設備（事業用）	通常の補助金	4万円/kW、1/3以内	120万円	—
	促進区域補助	5万円/kW	500万円	—
太陽光発電設備（家庭用）※非FIT	通常の補助金	7万円/kW	30万円	既築のみ
	促進区域補助	7万円/kW	上限なし	新築・既築

4. 促進区域設定に向けたスケジュール

日程	内容	備考
9月25日	環境審議会（第1回）	委員からの意見聴取
11月20日	長浜市議会へ説明	健康福祉常任委員会で説明
11月中旬～	パブリックコメント	約1か月間
1月	パブコメ意見への対応	
1月	環境審議会（第2回）	パブコメ結果報告
2月	長浜市議会へ説明	パブコメ結果報告
3月	促進区域の設定	

※次年度以降も、促進区域に関するさらなる情報収集・議論を継続していく。

参考情報

■滋賀県内における促進区域の設定状況

市町	促進区域の範囲
米原市	米原市米原地区の一部(近隣商業地域) 米原市梅ヶ原地区の一部(準工業地域、近隣商業地域)
草津市	草津市の災害時の拠点となる施設(市公共施設、高校、大学等)で、太陽光発電設備が設置可能な建築物の屋根、屋上および敷地など。または、草津市と「愛する地球のために約束する協定」を締結し、市とともに地球温暖化対策を進めていく市内事業者・団体の施設で、太陽光発電設備が設置可能な建築物の屋根、屋上および敷地など。
湖南市	住宅および住宅以外の建物の屋根上

■地球温暖化対策の推進に関する法律

(地方公共団体実行計画等)

第二十一条

5 市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 地域脱炭素化促進事業の目標
- 二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）
- 三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
- 四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項
- 五 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項
- イ 地域の環境の保全のための取組
- ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

■再生可能エネルギー促進区域の設定(案)に対するパブリックコメントの結果

■意見募集期間 令和7年11月21日から令和7年12月22日まで

■意見提出 1名

■提出意見数 1件

■意見と意見に対する市の考え方

	頁	意見	意見に対する市の考え
1	47	五 イ 地域の環境の保全のための取組 で 配慮することの一つとして、「・反射光に関すること」をあげていますが、「・反射光、反射熱に関すること」とした方がより良いのではと思います。 最近の新築には平屋が増えてきており、その屋根に設置した場合、近隣の2階以上への反射が危惧されます。また、反射は朝夕の太陽高度が低い場合に起こりやすいため、長時間影響が出るわけではないですが、「熱」も加えておいた方が、配慮としては適切ではないかと思います。	本計画では、「反射光」による影響へ配慮することにより、光による「まぶしさ」のほかにご指摘いただきました「熱」などの影響についても配慮することになると考えております。つきましては、反射熱も反射光への配慮の中に含まれていると考えておりますので、原案のままとします。

新旧対照表(第2次長浜市地球温暖化対策実行計画(区域施策編))

頁	修正前	修正後	備考												
P45	第 1 章 1. 1～第 4 章 4. 1 (略)	第 1 章 1. 1～第 4 章 4. 1 (略)	修正												
	第 4 章 4. 2 (略)	第 4 章 4. 2 (略)													
	施策の方針と施策	施策の方針と施策													
	<table><tr><th>施策の方針</th><th>施 策</th></tr><tr><td>再生可能エネルギーなどの活用 (p46 参照)</td><td> ● 再生可能エネルギー設備の普及・導入 ● 森林バイオマスの利活用推進 ● 未利用エネルギーの活用推進 ● <u>再エネ促進区域に向けた可能性検討</u> ● ゼロエミッション建築物の普及・導入 ● 蓄電システムや定置用燃料電池、水素エネルギーなどの新たなエネルギーシステムの普及・導入 </td></tr><tr><td>森林資源の保全・活用 (吸収源対策) (p49 参照)</td><td> ● 森づくりの推進 ● 林業に携わる担い手の育成の推進 ● 長浜市産材の活用推進 ● 市街地の緑化の保全 </td></tr></table>	施策の方針		施 策	再生可能エネルギーなどの活用 (p46 参照)	● 再生可能エネルギー設備の普及・導入 ● 森林バイオマスの利活用推進 ● 未利用エネルギーの活用推進 ● <u>再エネ促進区域に向けた可能性検討</u> ● ゼロエミッション建築物の普及・導入 ● 蓄電システムや定置用燃料電池、水素エネルギーなどの新たなエネルギーシステムの普及・導入	森林資源の保全・活用 (吸収源対策) (p49 参照)	● 森づくりの推進 ● 林業に携わる担い手の育成の推進 ● 長浜市産材の活用推進 ● 市街地の緑化の保全	<table><tr><th>施策の方針</th><th>施 策</th></tr><tr><td>再生可能エネルギーなどの活用 (p46 参照)</td><td> ● 再生可能エネルギー設備の普及・導入 ● 森林バイオマスの利活用推進 ● 未利用エネルギーの活用推進 ● <u>再エネ促進区域の設定</u> ● ゼロエミッション建築物の普及・導入 ● 蓄電システムや定置用燃料電池、水素エネルギーなどの新たなエネルギーシステムの普及・導入 </td></tr><tr><td>森林資源の保全・活用 (吸収源対策) (p49 参照)</td><td> ● 森づくりの推進 ● 林業に携わる担い手の育成の推進 ● 長浜市産材の活用推進 ● 市街地の緑化の保全 </td></tr></table>	施策の方針	施 策	再生可能エネルギーなどの活用 (p46 参照)	● 再生可能エネルギー設備の普及・導入 ● 森林バイオマスの利活用推進 ● 未利用エネルギーの活用推進 ● <u>再エネ促進区域の設定</u> ● ゼロエミッション建築物の普及・導入 ● 蓄電システムや定置用燃料電池、水素エネルギーなどの新たなエネルギーシステムの普及・導入	森林資源の保全・活用 (吸収源対策) (p49 参照)	● 森づくりの推進 ● 林業に携わる担い手の育成の推進 ● 長浜市産材の活用推進 ● 市街地の緑化の保全
	施策の方針	施 策													
再生可能エネルギーなどの活用 (p46 参照)	● 再生可能エネルギー設備の普及・導入 ● 森林バイオマスの利活用推進 ● 未利用エネルギーの活用推進 ● <u>再エネ促進区域に向けた可能性検討</u> ● ゼロエミッション建築物の普及・導入 ● 蓄電システムや定置用燃料電池、水素エネルギーなどの新たなエネルギーシステムの普及・導入														
森林資源の保全・活用 (吸収源対策) (p49 参照)	● 森づくりの推進 ● 林業に携わる担い手の育成の推進 ● 長浜市産材の活用推進 ● 市街地の緑化の保全														
施策の方針	施 策														
再生可能エネルギーなどの活用 (p46 参照)	● 再生可能エネルギー設備の普及・導入 ● 森林バイオマスの利活用推進 ● 未利用エネルギーの活用推進 ● <u>再エネ促進区域の設定</u> ● ゼロエミッション建築物の普及・導入 ● 蓄電システムや定置用燃料電池、水素エネルギーなどの新たなエネルギーシステムの普及・導入														
森林資源の保全・活用 (吸収源対策) (p49 参照)	● 森づくりの推進 ● 林業に携わる担い手の育成の推進 ● 長浜市産材の活用推進 ● 市街地の緑化の保全														
(略)	(略)														

	修正前	修正後	備考																												
P46	(略)	(略)	修正																												
	■市が推進する施策	■市が推進する施策																													
	<table><tr><th>施策名</th><th>概要</th></tr><tr><td>再生可能エネルギー設備の普及・導入</td><td>略</td></tr><tr><td>森林バイオマスの利活用推進</td><td>略</td></tr><tr><td>未利用エネルギーの活用推進</td><td>略</td></tr><tr><td><u>再エネ促進区域に向けた可能性検討</u></td><td><u>再生可能エネルギーの導入・利活用に向けた再エネ促進区域を設定するための可能性を検討します。</u></td></tr><tr><td>ゼロエミッション建築物の普及・導入</td><td>略</td></tr><tr><td>蓄電システムや定置用燃料電池、水素エネルギーなどの新たなエネルギーシステムの普及・導入</td><td>略</td></tr></table>	施策名		概要	再生可能エネルギー設備の普及・導入	略	森林バイオマスの利活用推進	略	未利用エネルギーの活用推進	略	<u>再エネ促進区域に向けた可能性検討</u>	<u>再生可能エネルギーの導入・利活用に向けた再エネ促進区域を設定するための可能性を検討します。</u>	ゼロエミッション建築物の普及・導入	略	蓄電システムや定置用燃料電池、水素エネルギーなどの新たなエネルギーシステムの普及・導入	略	<table><tr><th>施策名</th><th>概要</th></tr><tr><td>再生可能エネルギー設備の普及・導入</td><td>略</td></tr><tr><td>森林バイオマスの利活用推進</td><td>略</td></tr><tr><td>未利用エネルギーの活用推進</td><td>略</td></tr><tr><td><u>再エネ促進区域の設定</u></td><td><u>再生可能エネルギーの導入・利活用に向けた再エネ促進区域について検討を進め、順次設定していきます。</u></td></tr><tr><td>ゼロエミッション建築物の普及・導入</td><td>略</td></tr><tr><td>蓄電システムや定置用燃料電池、水素エネルギーなどの新たなエネルギーシステムの普及・導入</td><td>略</td></tr></table>	施策名	概要	再生可能エネルギー設備の普及・導入	略	森林バイオマスの利活用推進	略	未利用エネルギーの活用推進	略	<u>再エネ促進区域の設定</u>	<u>再生可能エネルギーの導入・利活用に向けた再エネ促進区域について検討を進め、順次設定していきます。</u>	ゼロエミッション建築物の普及・導入	略	蓄電システムや定置用燃料電池、水素エネルギーなどの新たなエネルギーシステムの普及・導入	略
	施策名	概要																													
	再生可能エネルギー設備の普及・導入	略																													
	森林バイオマスの利活用推進	略																													
	未利用エネルギーの活用推進	略																													
	<u>再エネ促進区域に向けた可能性検討</u>	<u>再生可能エネルギーの導入・利活用に向けた再エネ促進区域を設定するための可能性を検討します。</u>																													
ゼロエミッション建築物の普及・導入	略																														
蓄電システムや定置用燃料電池、水素エネルギーなどの新たなエネルギーシステムの普及・導入	略																														
施策名	概要																														
再生可能エネルギー設備の普及・導入	略																														
森林バイオマスの利活用推進	略																														
未利用エネルギーの活用推進	略																														
<u>再エネ促進区域の設定</u>	<u>再生可能エネルギーの導入・利活用に向けた再エネ促進区域について検討を進め、順次設定していきます。</u>																														
ゼロエミッション建築物の普及・導入	略																														
蓄電システムや定置用燃料電池、水素エネルギーなどの新たなエネルギーシステムの普及・導入	略																														
(略)	(略)																														
	修正前	修正後	備考																												

P47	(略) (新設)	(略) ■ <u>長浜市における促進区域設定について</u> ・ <u>令和４年度、地球温暖化対策推進法の改正に伴い「地域脱炭素化促進事業制度」が創設され、「再生可能エネルギー促進区域」の設定等が市町村の努力義務として規定されました。</u> ・ <u>促進区域を設定することで、地域との円滑な合意形成や環境への配慮、地域社会や経済への貢献等、地域と共生する再生可能エネルギーの導入を促進できます。</u> ・ <u>地球温暖化対策推進法に基づく促進区域を「建築物の屋根上における太陽光発電」として以下のとおり設定します。</u> <table><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr><tr><td><u>一 地域脱炭素化促進事業の目標</u></td><td><u>再エネ全体の導入量で2030年度までに108MWを目指す。</u></td></tr><tr><td><u>二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）</u></td><td><u>市内全域における建築物の屋根上</u></td></tr><tr><td><u>三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模</u></td><td><u>【種類】太陽光発電設備、カーポート型太陽光発電設備</u> <u>【規模】建築物の屋根上における太陽光発電設備の導入促進を行い、再エネ全体の導入量で2030年度までに108MWを目指す。</u></td></tr><tr><td><u>四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体</u></td><td><u>電力の地産地消及び地域内経済循環を実現するために、市内で発電した</u></td></tr></table>	項目	内容	<u>一 地域脱炭素化促進事業の目標</u>	<u>再エネ全体の導入量で2030年度までに108MWを目指す。</u>	<u>二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）</u>	<u>市内全域における建築物の屋根上</u>	<u>三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模</u>	<u>【種類】太陽光発電設備、カーポート型太陽光発電設備</u> <u>【規模】建築物の屋根上における太陽光発電設備の導入促進を行い、再エネ全体の導入量で2030年度までに108MWを目指す。</u>	<u>四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体</u>	<u>電力の地産地消及び地域内経済循環を実現するために、市内で発電した</u>	追加
項目	内容												
<u>一 地域脱炭素化促進事業の目標</u>	<u>再エネ全体の導入量で2030年度までに108MWを目指す。</u>												
<u>二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）</u>	<u>市内全域における建築物の屋根上</u>												
<u>三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模</u>	<u>【種類】太陽光発電設備、カーポート型太陽光発電設備</u> <u>【規模】建築物の屋根上における太陽光発電設備の導入促進を行い、再エネ全体の導入量で2030年度までに108MWを目指す。</u>												
<u>四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体</u>	<u>電力の地産地消及び地域内経済循環を実現するために、市内で発電した</u>												

		<u>的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項</u>	<u>電力を自家消費含め、可能な限り地域内で消費できるようにすることが望ましい。</u>
		<u>五 イ 地域の環境の保全のための取組</u>	<u>法令遵守を徹底するとともに、以下について配慮すること。</u> <u>・自然環境に関すること</u> <u>・防災、安全に関すること</u> <u>・反射光に関すること</u> <u>・景観、文化財に関すること</u>
		<u>五 ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組</u>	<u>再生可能エネルギーの地産地消による地域経済循環や、防災力強化、環境教育等、地域振興・地域課題解決に繋がる取組を目指す。</u>
		<u>【設定理由等】</u> <u>・2030年度再エネ導入目標のうち大部分を太陽光発電が占めており、長浜市においては、太陽光発電が最大の再エネとなることを考慮し、「太陽光発電」について設定する。</u> <u>・まず環境等への影響が少ない「建築物の屋根上」を設定する。</u> <u>・地図上でのゾーニングや、地上設置型太陽光発電含む他の再エネにおける設定については、今後さらなる情報収集・地域内での議論を深めることで検討を進める。</u>	

再生可能エネルギーと地域との共生に関する仕組みづくりに向けて

- ・長浜市としては、再生可能エネルギーをさらに促進していきたいが、地域と共生した導入を進める必要がある。
- ・そのためには環境に配慮され、地域に受容される再生可能エネルギーのあり方やそうした再生可能エネルギーが導入されるための仕組みづくりについて検討する必要がある。
- ・滋賀県が令和6年3月に定めた「地球温暖化対策推進法に基づく促進区域に係る環境配慮基準」においては、配慮すべき事項等が整理されている。
- ・今後県の環境配慮基準も参照しつつ長浜市で再生可能エネルギーと地域との共生に関する仕組みづくりについて検討すべき視点等を整理していきたいと考えている。

⇒全国や近隣で太陽光をはじめとした再エネが設置されていく中、地域との共生に関して感じられていることや、長浜市でさらに再エネを促進していく場合、こういった場所で再生可能エネルギーを促進または抑制していくべきか、また地域との共生に向けて検討していくべき視点等について、県の環境配慮基準などを参考にご意見をお聞きしたい。

■滋賀県 地球温暖化対策推進法に基づく促進区域に係る環境配慮基準から一部抜粋

(1-1) 基本的な考え方

自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から、以下の考え方で、滋賀県の環境配慮基準を策定する。

- ① 地域の特性や地形に配慮した安全・安心な再エネの推進 . . . 安全・安心
- ② 多種多様な野生動植物に配慮した再エネの推進 . . . 生物多様性
- ③ 自然環境や文化財など景観・眺望に配慮した再エネの推進 . . . 景観・眺望
- ④ 地域社会と調和し地域の活性化にもつながる再エネの推進 . . . 地域との調和

(1-2) 対象施設

本県の再生可能エネルギーのポテンシャルおよび導入目標を踏まえ、太陽光発電を対象とする。

(3-1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項

- ・騒音による生活環境への影響
- ・水の濁りによる影響
- ・土地の安定性への影響（砂防、地すべり、保安林、土砂災害特別警戒区域等）

(3-2) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項

- ・植物の重要な種及び重要な群落への影響
- ・動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響
- ・地域を特徴づける生態系への影響

(3-3) 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項

- ・主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響
- ・主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響

(3-4) その他滋賀県が必要と判断するもの

(4) 想定される促進区域の例示

地球温暖化対策推進法に基づく 促進区域に係る環境配慮基準

環境配慮基準

- 1 基本事項
- 2 促進区域に含めない区域
- 3 促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項
- 4 想定される促進区域の例示
- 5 基準の見直しについて

1 基本事項

1-1 基本的な考え方

自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から、以下の考え方で 滋賀県の環境配慮基準を策定する。

地域の特性や地形に配慮した安全・安心な再生可能エネルギーの推進 ……**安全・安心**

多種多様な野生動植物に配慮した再生可能エネルギーの推進 ……**生物多様性**

琵琶湖をはじめとする自然環境や文化財などの景観・眺望に配慮した再生可能エネルギーの推進 ……**景観・眺望**

地域社会と調和し、地域の活性化にもつながる再生可能エネルギーの推進 ……**地域との調和**

1-2 対象施設

本県の再生可能エネルギーのポテンシャルおよび導入目標を踏まえ、太陽光発電を対象とする。

2 促進区域に含めない区域

環境省令第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域(以下「除外する区域」という。)」は次のとおり。

2-1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項

環境配慮事項	除外する区域	概要	設定根拠	分類
水の濁りによる影響	水源森林地域	森林の有する水源の涵養機能の維持を図るために、特に必要があると認める区域 (森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定によりたてられた県の地域森林計画の対象となっている民有林のうち地目が、山林、原野または保安林であるもの)	滋賀県水源森林地域保全条例	安全・安心
土地の安定性への影響	砂防指定地	土砂災害を未然に防ぐための砂防設備を工事したり、治水上砂防のために一定の行為を禁止または制限する必要がある土地 (国土交通大臣指定)	砂防法	安全・安心
	地すべり防止区域	空中写真の判読や災害記録の調査、現地調査によって、地すべりの発生するおそれがある地形と判断された箇所のうち、地すべりにより、人家・河川・鉄道・道路・官公署等に大きな被害を及ぼすおそれがある箇所のうち、地すべり現象のある区域およびこれに隣接する区域を法律に基づき指定した区域。(国土交通大臣 農林水産大臣指定)	地すべり等防止法	安全・安心
	急傾斜地崩壊危険区域	崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊によって居住者等に危害が生ずるおそれがあるため、その崩壊が助長されることがないように一定の行為を制限する必要がある土地	急傾斜地法	安全・安心
	保安林	水源の涵養、災害の防備、生活環境の保全・形成等の公共の目的を達成するために、指定された森林(農林水産大臣 知事指定)	森林法	安全・安心
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害が発生した場合に土石などが到達し、生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地のうち、土石などが建築物を損壊し、生命または身体に著しい危害が生ずるおそれが認められる土地の区域	土砂災害防止法	安全・安心 4

2-2 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項

環境配慮事項	除外する区域	概要	設定根拠	分類
植物の重要な種及び重要な群落への影響	ヨシ群落保全地域	ヨシ群落があり、自然景観、魚や鳥の生息状況、湖岸の侵食防止ならびに水質の保全という観点からヨシ群落の保全に努める必要があると認められる区域 周りの自然的条件から、ヨシを植え、守っていけば、ヨシ群落のもつ様々な機能が発揮できると認められる区域	滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例	生物多様性
	希少野生動植物種の生息・生育地保護区	希少野生動植物種の保護のため必要があると認められる生息地や生育地およびこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、希少野生動植物種の保護のため重要と認められる区域	ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例	生物多様性
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	ラムサール条約湿地	国際的に重要な湿地として登録された湿地	ラムサール条約	生物多様性
	鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣保護区の区域内で鳥獣の生息環境を保全するために重要な場所について、開発等の行為を規制した区域	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	生物多様性
	希少野生動植物種の生息・生育地保護区	希少野生動植物種の保護のため必要があると認められる生息地や生育地およびこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、希少野生動植物種の保護のため重要と認められる区域	ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例	生物多様性
地域を特徴づける生態系への影響	緑地環境保全地域	自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要な地域	滋賀県自然環境保全条例	生物多様性
	滋賀県自然環境保全地域	自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要な地域	滋賀県自然環境保全条例	生物多様性

2-3 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項

環境配慮事項	除外する区域	概要	設定根拠	分類
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立/国定公園 第2種特別地域 第3種特別地域	(国定公園) 国立公園に準ずる自然の風景地として、開発行為等が制限される公園(環境大臣指定) ○第2種特別地域 第1種及び第3種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な地域 ○第3種特別地域 特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致維持に影響を及ぼすおそれの少ない地域 ※国立公園については県内指定なし	自然公園法	景観・眺望
	県立自然公園 第1種特別地域 第2種特別地域 第3種特別地域	県立公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて指定 ○第1種特別地域 特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。 ○第2種特別地域 第1種特別地域および第3種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な地域。 ○第3種特別地域 特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域	滋賀県立自然公園条例	景観・眺望
	歴史的風土特別保存地区	古都を形作る重要な部分を凍結的に保存することを目的に指定された地区	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	景観・眺望

2-4 その他滋賀県が必要と判断するもの

環境配慮事項	除外する区域	概要	設定根拠	分類
その他滋賀県が必要と判断するもの	河川区域	川の水が常時流れている区域および河川管理施設(堤防、水門、護岸)の敷地である土地の区域等のこと	河川法	安全・安心
	農用地区域	農業振興地域整備促進法において、「農用地等として利用すべき区域の土地」である保全すべき優良農地	農業振興地域整備促進法	地域との調和

3 促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項

環境省令第5条の4第2項第2号に規定する「促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項(以下「環境配慮事項」という。)」等は次のとおり。

3-1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項

環境配慮事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方	分類
騒音による生活環境への影響	保全対象施設(学校、病院等)の分布状況 住宅の分布状況	EADAS 地図情報	パワーコンディショナの設置場所を調整して保全対象施設や住宅からの離隔距離を確保すること、または隔離距離が不十分な場合は囲いを設ける等の防音対策を講じること	地域との調和
水の濁りによる影響	河川等の公共用水域の水質および利用状況	EADAS 水道事業者	造成中や造成後の濁水の発生防止対策を講じること	安全・安心
	各種漁業の操業の状況および産卵保護水面区域	滋賀県担当部局	排水先の河川や琵琶湖において、漁業権に基づく漁業や各種許可漁業が営まれている場合や保護水面区域が設定されている場合には、沈砂池や濁水処理施設等を設置するなど、適切な濁水発生防止策を講じること	安全・安心
	湖沼、ため池や貯水池等	EADAS 滋賀県HP	湖沼、ため池や貯水池等の水利用の目的を確認した上で、その目的を阻害しないよう適切な配慮を行うこと	安全・安心
土地の安定性への影響	土砂災害警戒区域	滋賀県担当部局 滋賀県HP 滋賀県防災情報マップ	計画地やその周辺に当該区域が存在する場合は、必要な調査、検討および措置を実施のうえ、土砂災害の発生を誘発、助長するおそれがないよう適切な防止対策を検討すること	安全・安心
	洪水浸水想定区域図 地先の安全度マップ	滋賀県担当部局 滋賀県HP	設備の設置場所が浸水の想定される区域である場合は、感電事故防止のため、パワーコンディショナや集電箱などの機器を、敷地内で想定される浸水深より高い位置に設置するなど、浸水リスクを回避すること	安全・安心
			水害リスクの高いエリアで、洪水時に貯留機能があると認められる場合は、その土地が元来有している当該機能に配慮すること	安全・安心

3-1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項(続き)

環境配慮事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方	分類
土地の安定性への影響	浸水被害軽減地区	市町への問い合わせ	土地の形状変更に配慮すること	安全・安心
	地盤沈下に係る状況	全国の地盤沈下地域の概況	事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること	安全・安心
	盛土、切土	-	盛土および切土を行う場合は、必要な調査を行い、土地の安定性への影響を回避または極力低減する措置を講じること	安全・安心
	地域の降水量の状況	気象庁HP	降雨時に事業地からの排水が周辺に流れ込むことがないように、適切な対策を整えておくこと	安全・安心
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	保全対象施設(学校、病院等)の分布状況	EADAS 地図情報	保全対象施設や住宅の窓に反射光が差し込むなどの影響が想定される場合は、事業地の周囲に植栽を施すこと、太陽光の反射を抑えた使用のパネルを採用することやアレイの配置、向きを調整することなどにより影響を回避または低減する措置を講じること	景観・眺望
	住宅の分布状況	EADAS 地図情報		
	交通の状況	EADAS 地図情報		

EADAS: 環境省が提供している環境アセスメントデータベース。

3-2 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項

環境配慮事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方	分類
植物の重要な種及び重要な群落への影響	ヨシ群落普通地域	滋賀県担当部局 滋賀県HP	事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること	生物多様性
	環境省レッドリスト	環境省HP 滋賀県担当部局	事業区域またはその周辺に希少な植物が生育する場合は、現地調査によりその分布を踏まえるなど、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること	生物多様性
	滋賀県で大切にすべき植物群落	滋賀県担当部局 滋賀県HP		生物多様性
	自然記念物	滋賀県HP	事業区域に滋賀県自然環境保全条例第21条で指定する自然記念物がある場合は、同条例第22条に規定する「自然記念物に係る行為の禁止」を遵守すること	生物多様性
	保全上重要な湿地	環境省HP	生物多様性保全の観点から重要性が認められる区域については改変の回避等の配慮を行うこと	生物多様性
	生物多様性保全上重要な里地里山	環境省HP		生物多様性
	特定植物群落	環境省HP	事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること	生物多様性
	巨樹・巨木林	環境省HP	指定対象の改変を避けた事業計画にすること	生物多様性
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	環境省レッドリスト	環境省HP 滋賀県担当部局	事業区域またはその周辺に希少な動物が生息する場合は、現地調査によりその分布を踏まえるなど、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること	生物多様性
	滋賀県で大切にすべき野生生物	滋賀県担当部局 滋賀県HP		生物多様性
	イヌワシ・クマタカの保護および生息環境保全ゾーン	滋賀県担当部局 滋賀県HP	「滋賀県イヌワシ・クマタカ保護指針」を踏まえ、事業に先立ち、関係機関と十分な協議の上、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること	生物多様性
地域を特徴づける生態系への影響	守りたい育てたい湖国の自然100選	滋賀県HP	指定対象の改変を避けた、または改変をできる限り小さくした事業計画にすること	生物多様性

3-3 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項

環境配慮事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方	分類
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国定公園 普通地域	滋賀県HP	国定公園の区域のうち特別地域に含まれない区域であり、一定の行為をしようとするときは、必要な措置を講じること	景観・眺望
	県立自然公園 普通地域	滋賀県HP	県立公園の区域のうち特別地域に含まれない区域であり、一定の行為をしようとするときは、必要な措置を講じること	景観・眺望
	琵琶湖システム対象地域	滋賀県担当部局 滋賀県HP	「琵琶湖システム」が、文化・景観・生物多様性と一体となって形づくられた伝統的な農林水産業のシステムとして世界農業遺産に認定されたことを踏まえ、自然環境と調和した良好な景観が維持されるような事業計画とすること	景観・眺望
	景観計画区域	滋賀県担当部局 滋賀県HP	「滋賀県景観計画ガイドライン」などを参考に、事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること	景観・眺望
	風致地区	滋賀県・市町担当部局 滋賀県・市町HP	事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、政令等で定められた基準に適合したものとする	景観・眺望
	歴史的風土保存区域	滋賀県・市町担当部局 滋賀県・市町HP	政令で定められた基準がある場合、事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、基準に適合したものとする	景観・眺望
	伝統的建造物群保存地区	滋賀県担当部局 文化財目録 各市町担当部局 「滋賀県版環境影響評価技術ガイド-歴史的遺産分野(文化財・伝承文化)-」	文化財担当の行政機関との協議や、事業区域周辺のヒアリング等の調査を行い、必要な措置を講じること	景観・眺望
	重要文化的景観	滋賀県担当部局 文化財目録 各市町担当部局	事業区域内に重要文化的景観を含まないこと。また、事業区域が重要文化的景観に近接している場合には景観への影響を確認し、重要文化的景観を損なうことがないようにすること	景観・眺望

3-4 その他滋賀県が必要と判断するもの

環境配慮事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方	分類
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	史跡、名勝、天然記念物	国指定文化財等データベース 滋賀県担当部局文化財目録 各市町担当部局「滋賀県版環境影響評価技術ガイド- 歴史的遺産分野(文化財・伝承文化) -」	文化財担当の行政機関との協議や、事業区域周辺のヒアリング等の調査を行い、史跡、名勝、天然記念物が存在する場合には、原則として改変を避けた事業計画にすること	景観・眺望
	伝承文化	滋賀県担当部局文化財目録 各市町担当部局「滋賀県版環境影響評価技術ガイド- 歴史的遺産分野(文化財・伝承文化) -」	文化財担当の行政機関との協議や、事業区域周辺のヒアリング等の調査を行い、必要な措置を講じること	景観・眺望
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	自然歩道	滋賀県HP	当該歩道の改変を避けた、または改変をできる限り小さくした事業計画にすること	景観・眺望
	緑の回廊	近畿中国森林管理局HP	事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること	景観・眺望

3-4 その他滋賀県が必要と判断するもの

環境配慮事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方	分類
その他滋賀県が必要と判断するもの	河川保全区域	滋賀県HP	河川の管理等への影響を回避または極力低減した事業計画にすること	安全・安心
	有形文化財	滋賀県担当部局 文化財目録 各市町担当部局 「滋賀県版環境 影響評価技術ガイ ド- 歴史的遺産 分野(文化財・伝 承文化) -」	文化財担当の行政機関との協議や、事業区域周辺のヒアリング等の調査を行い、埋蔵文化財等が発見された場合には、必要な措置を講じること	地域との調和
	埋蔵文化財			
	ふるさと文化財の森	文化庁HP 滋賀県担当部局	設定地において、文化財建造物の修理に必要な植物性材料の資材供給や技術者の研修を妨げないこと。また候補地となるような地域にも配慮した事業計画にすること	地域との調和
	廃棄物が地下にある土地(指定区域等)	滋賀県担当部局 各市町担当部局	当該地域における土地の形質の変更に当たっては、必要な手続きを行い、生活環境の保全上の支障が生じないように法令で定める基準を遵守すること	地域との調和
	第1種農地等集团的優良農地 地域計画の区域内農地	市町担当部局、 市町農業委員会	事業区域に指定する場合には農地転用許可制度等農地制度との整合性を確保するとともに、荒廃農地の利活用や担い手による農地の集積・集約化との調整を図るなど地域農業の振興上支障とならない事業計画にすること	地域との調和

4 想定される促進区域の例示

促進区域の設定が想定される箇所等

想定箇所		想定活用方法
公有地	公共施設、廃校のグラウンド、廃棄物処分場跡地、ため池など	非常時に防災拠点となる公共施設等で発電した電力を平常時に自家消費するとともに、非常時には防災用電源としても活用する。
工業団地	工場、倉庫群など	当該区域で発電した電力を工業団地内で自家消費する。 電力需要が少ない倉庫等の屋根を活用し発電した電力を工業団地や街区で利用する。
大型商業施設	大きな屋根や敷地、駐車場などを有する商業施設	当該施設で発電した電力を施設内で自家消費する。
民有地	再生利用が困難な荒廃農地やゴルフ場跡地、工場跡地など	未利用地を活用し、太陽光発電を導入し、発電した電気や得られた利益の一部を地域に還元する。
特定の地区・街区	スマートコミュニティの形成を行う地区・街区など	特定の地区・街区において、太陽光発電の導入・利用を行うことを市町の施策として重点的に行うエリアを設定する。

(参考)促進区域の抽出例

公有地・公共施設活用型	地方公共団体の所有する公有地や公共施設を活用して、再エネの設置を促進するエリアを促進区域として設定
地区・街区指定型	スマートコミュニティの形成等を行う地区・街区のように、再エネ利用の普及啓発や補助事業を市町村の施策として重点的に行うエリアを促進区域として設定
事業提案型	民間提案による個々のプロジェクトの予定地を促進区域として設定

「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック(第3版) 環境省」から作成

5 基準の見直しについて

滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画で掲げる目標及び関連する施策の実施状況や、社会的状況や技術革新等を勘案しつつ、必要があると認めるときは、本基準の見直しを適宜行うものとする。

長浜市環境審議会ゼロカーボン専門委員会の設置について

■概要

- ・「長浜市環境審議会の組織及び運営に関する規則」第7条により、専門的に審議する必要があると認める事項がある場合、審議会に小委員会を設けることができる。
- ・令和8年度に行う、第2次長浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定に関して専門的に議論を行うため、小委員会として「長浜市環境審議会ゼロカーボン専門委員会」を設置する。
- ・「長浜市環境審議会ゼロカーボン専門委員会」では学識経験者により専門的・技術的な議論を行い、審議した結果については、「長浜市環境審議会」に報告するものとする。

■専門委員会の構成員 ※任期 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

- ・琵琶湖環境科学研究センター 総括研究員 金 再奎 （※環境審議会 委員）
- ・琵琶湖環境科学研究センター 専門研究員 木村 道德
- ・滋賀県立大学 准教授 平岡 俊一
- ・滋賀県立大学 講師 堀 啓子

■所掌事務

- （1） 第2次長浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定に関すること
- （2） その他ゼロカーボン施策に関係して市長から意見を求められた事項

■令和8年度の開催予定

- ・計画改定の作業に合わせて年2、3回程度

第 2 次長浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定に向けた 考え方の整理

（１）令和 8 年度改定について

当市では、地球温暖化対策の推進に関する法律 19 条 2 項に基づき、令和 3 年 2 月に「第 2 次長浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。当計画の策定から約 5 年が経過し、中間見直しの時期であるため、令和 8 年度に第 2 次長浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定を行う必要があります。現在、計画改定に向けて、以下のとおり検討しております。

（２）見直しのポイント

1. 温室効果ガス排出状況に係る状況の整理
2. 再生可能エネルギーの導入可能性、目標、地域との共生に関する検討
3. 温室効果ガス削減目標の検討
4. 計画推進体制の構築

（３）改定期間及び計画期間

①改定年度：令和 8 年度（2026 年度）

②計画期間：令和 3 年度（2021 年度）～令和 12 年度（2030 年度）（10 年間）

※国の計画に合わせて 2035 年度、2040 年度目標を設定することも検討

（４）スケジュール（想定）

令和 8 年 4 月 環境審議会へ諮問、着手報告
4 月 第 1 回専門委員会
8 月 第 1 回環境審議会（骨子）
9 月 第 2 回専門委員会
10 月 第 2 回環境審議会（パブコメ前）
12 月 パブリックコメント実施
令和 9 年 1 月 第 3 回環境審議会（最終報告）

（５）事業を進めるための手法

計画の改定にあたり、環境審議会において計画に関する協議・意見交換等を年 3 回程度行います。また、専門委員会についても年に 2～3 回行います。

特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」の対策について

1 特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」とは

幼虫がサクラやウメ、スモモなどの樹木の中に入り込み、木の内部を食い荒らしてしまふ特定外来生物です。成虫は5月下旬から9月上旬にかけて発生し、首の部分が赤く、全体的には黒色、体長は約2.5～4cmです。幼虫は1～3年樹木の内部で過ごします。

人体への直接的な害はありませんが、幼虫による食害で樹木が弱り、最終的に枯死することがあります。また300個から1,000個の卵を産むなど繁殖力が強く、周囲の木にも被害が広がるおそれがあり、他府県では果樹園で甚大な被害が発生したほか、桜並木をすべて伐採した事例等もあります。

一度、定着してしまうと、根絶することが難しいうえに、侵入を防ぐ手立てがないことから、被害を拡大させないために、伐採、伐根のうえ、焼却することが最も有効な方法とされています。

2 対応経過と現在の状況

①当初の状況（7月下旬時点）

高時川河川敷付近の計3か所（湖北町）

②現在の状況（12月19日時点）

発見場所：15か所（43本）※当初分も含む。

湖北町速水、湖北町八日市、湖北町山脇、小谷丁野町、湖北高田町、
湖北町河毛、高月町高月各地先

樹 種：サクラ2本、スモモ1本、ウメ40本

③被害木の対応について

- ・当初の被害地 所有者により伐採（計29本）
うち2か所は農地であるため、県の農政担当部署の指導により対応
- ・9月以降に見つかった箇所は可能な範囲で樹木医が初期対応済

<経過>

7月14日 県（湖北農業農村振興事務所）のパトロールで初確認

7月17日 県：報道機関へ資料提供

市：長浜市議会への情報提供、市ホームページ等を通じて周知

7月18日 市：全庁的に周知、報道機関へ資料提供（被害木確認調査の呼びかけ）

7月～12月 県、市、関係団体（滋賀県樹木医会）で2km圏内を緊急点検

全庁的に市全域の所管施設を緊急点検 ※新たな被害木の発見なし

対象自治会、近隣事業者、一部事務組合（湖北広域事務センター、湖北消防本部、水道企業団）等に情報提供

広報ながはま、組回覧を通じて市民の皆さんへお知らせ（8月28日）

県：滋賀県樹木医会に対し半径2km圏内の調査委託（9月～翌3月）

広報ながはま、組回覧を通じて湖北、高月地域へお知らせ（11月27日）
県、市：湖北、高月地域地元説明会（12月7日、11日）
長浜商工会経由での周知（12月）

3 今後の対策

◇被害木への対策（被害の拡大防止）

①9月頃から翌年5月（成虫が発生しない時期）

5月下旬以降に成虫が発生すると、被害拡大が予想されるため、成虫が発生させない対策が必要

- ・被害木の調査確認（全体像の把握、フラスによる確認）
- ・被害木をどうするか検討（残す、残さない）→薬剤処理、伐採など

②5月下旬から8月（成虫が発生する時期）

発生した成虫が産卵しないように、早期に見つけ、早急に対処することが必要

- ・被害木の早期発見（成虫、フラスの確認）
- ・薬剤防除、ネット巻きなどの拡大防止措置

※見つけ次第すぐに対応（幼虫、成虫の捕殺、防除）

※被害木について、定期的に成虫発生有無の確認

※成虫は飛翔するほか、羽化後すぐに産卵する。成虫が飛散しない対策必要

※この時期は伐採しない（被害拡散防止）

◇地域全体での対策

- ・県や滋賀県樹木医会との連携
- ・広報紙等による周知、啓発活動（年2回）
- ・定期的に地域住民や関係事業者に対し調査協力の呼びかけ

※所有者による処分対応を基本とする

課題：所有者不明の場合の対応

所有者の負担 等

<被害木発見のポイント>

対象の樹木：サクラ、ウメ、スモモなどバラ科の樹木

- ・年中：フラス（幼虫のフンと木くずが混ざったもの）の有無

※木の根元や幹付近で確認する

※冬季は幼虫の活動が止まってフラスが出なくなるため、降雪期までと春以降が効果的

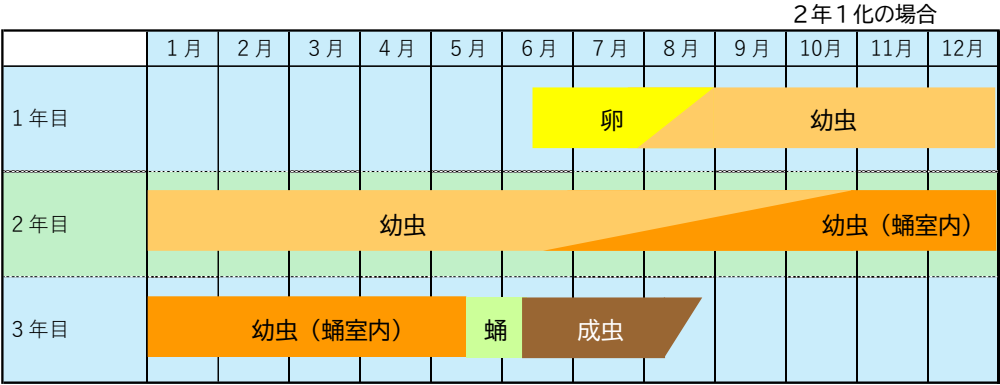
※状況や楕円状の孔（成虫が出てくるためのもの）がないか確認

- ・5月下旬～8月：成虫の有無

※見つけたら、殺処分すること

<防除方法>

- ・伐採（9月～翌4月）
- ・薬剤による防除（年中）
- ・ネット巻き（5月～8月）
- ・幼虫の捕殺・刺殺（年中）、成虫の捕殺（6月～8月）

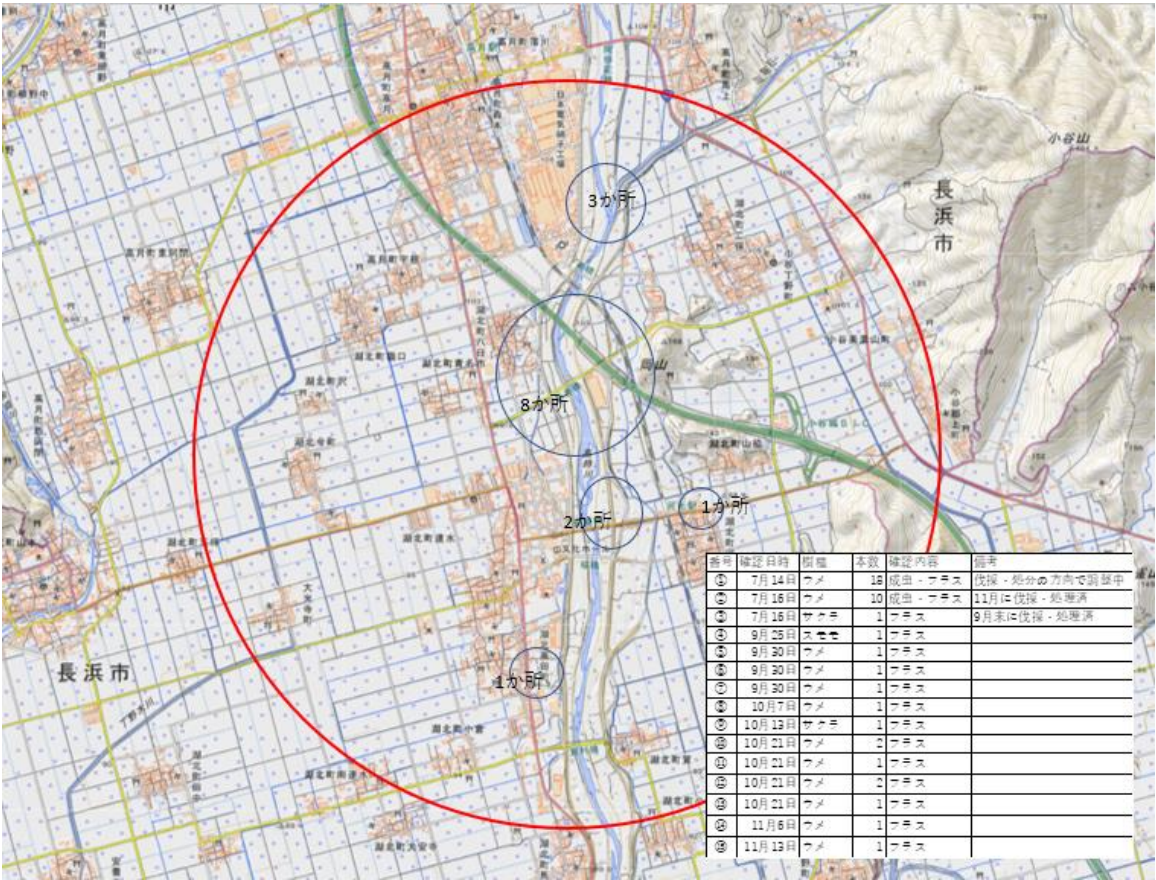


年間における
成虫・幼虫の活動期



出典：クビアカツヤカミキリ防除の手引き
（東京都環境局）

《被害木の発見箇所》 令和7年12月19日現在



【総合計画策定】ご意見・ご提案をお願いします

長浜市総合計画の策定にあたり、下記に対して、委員の皆様の忌憚のないご意見、ご提案をお願いします。

記

「長浜市総合計画 基本構想（素案）」について、特に、以下の項目を中心にご意見やご提案をお願いします。

14 ページ 輝き3

「歴史・自然・観光 ～歴史・自然・創造が交わる観光のまち～」

18 ページ 輝き7

「進取の気性 ～果敢に挑戦をつづけるまち～」

ご意見やご提案等につきましては、下記の電子メール又はFAX、二次元コードによりご連絡をお願いいたします。

電子メール：sougou@city.nagahama.lg.jp

FAX：0749-65-4006

二次元コード：



長浜市未来創造部政策デザイン課
担当：岸田、山崎、五十嵐

長浜市未来創造部政策デザイン課 あて

(FAX:65-4006)

長浜市総合計画策定に向けたご意見・ご提案等について

あなたの氏名 (団体)	
あなたの年代 (任意)	～19 歳 20～29 歳 30～39 歳 40～49 歳 50～59 歳 60～69 歳 70～74 歳 75 歳以上
お住まいの地域 (任意)	長浜地域 浅井地域 びわ地域 虎姫地域 湖北地域 高月地域 木之本地域 余呉地域 西浅井地域 長浜市外

「長浜市総合計画 基本構想（素案）」について、ご意見やご提案をお願いします。

ページ番号 等	ご意見・ご提案

※用紙が不足する場合は、コピーして使用ください。

長浜市総合計画 基本構想 (素案)

令和 8 年●月
長 浜 市

※本編（素案）は原稿であり、本内容をもとにデザインを作成します。

目 次

はじめに

1	計画の役割・構成と期間	1
	(1) 位置づけと役割	1
	(2) 計画の構成と期間	1
2	計画策定の経緯	1
3	長浜市の位置とその魅力等	2
4	時代ごとのあゆみ	3
5	社会の趨勢	5

基本構想

1	将来像	7
	(1) めざすまちの姿	7
	(2) 人口	8
	(3) 将来都市構造	9
2	行政経営の方針	10
3	まちづくり政策	11
4	基本構想と分野別計画との連関	19

付属資料

1	基本構想策定の体制と経過	●●
2	市民参画の取組	●●

はじめに

1. 計画の役割・構成と期間

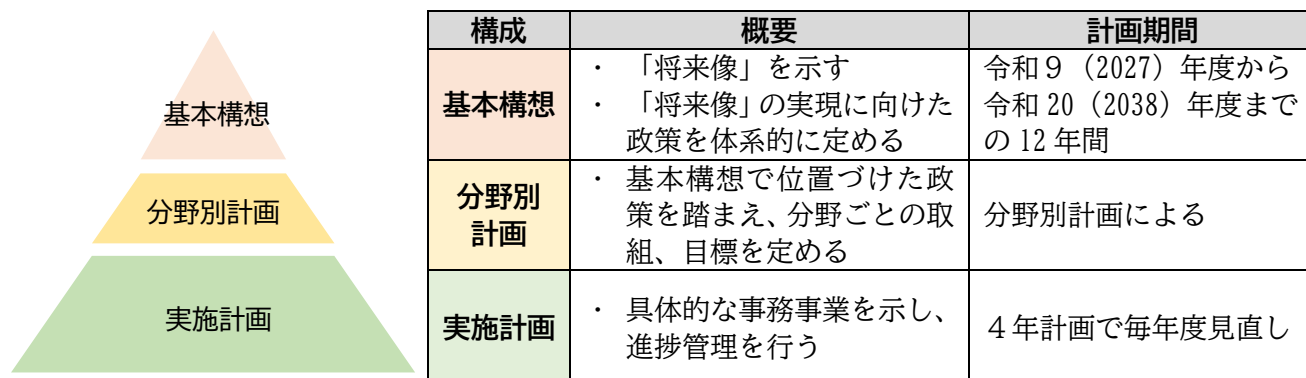
(1) 位置づけと役割

総合計画は、本市のまちづくりを進めるうえで、長期的な展望に立った「めざすまちの姿」を明らかにし、その実現に向けて本市に関わるすべての人々と共有するものです。

「長浜市市民自治基本条例」にその策定と実施が規定された、本市の最上位に位置する計画であり、市政を総合的かつ計画的に運営するための指針として、本市において策定するすべての計画の基本となるものです。

(2) 計画の構成と期間

総合計画は「基本構想」「分野別計画」「実施計画」で構成します。



2. 計画策定の経緯

（バックキャストによる計画策定）

本計画は将来の「めざすまちの姿」を設定し、その実現に向けて今行すべきことを考えるバックキャストの考え方で策定しました。喫緊の課題に対応しつつも、「めざすまちの姿」を起点に考えることで、発想が広がり、長期的な視点も取り入れています。

（市民参画）

市内保育園・認定こども園・小中学校ワークショップ、高校生・大学生トーク、（一社）長浜青年会議所やまちづくりセンターでの地域住民の方との意見交換などを実施し、子どもから高齢の人まで幅広い年代、多様な立場の方からの声を集めて、本市が「めざすまちの姿」を描きました。

（職員参加）

計画の実行性・実効性と持続性を高めるため、若手職員によるワーキンググループを立ち上げて、「めざすまちの姿」とその実現に向けた取組を検討しました。

3. 長浜市の位置とその魅力等

（位置と地勢）

本市は、滋賀県の東北部に位置し、総面積は 681.02 km²（うち陸地 539.63 km²）、北は福井県、東は岐阜県に接しています。周囲には伊吹山系などの山々とラムサール条約の登録湿地でもある琵琶湖が広がっており、中央には、琵琶湖に注ぐ姉川や高時川、余呉川などにより形成された豊かな湖北平野と水鳥が集う湖岸風景が広がる美しい自然景観を有しています。

（交通の要衝として発展した交通利便性の高いまち）

古くから近畿と東海・北陸を結ぶ交通の要衝として発展してきたまちであり、それぞれの経済圏域の結節点として、京都市や名古屋市からはおよそ 60km 圏域、大阪市からはおよそ 100km 圏域にあります。JR 北陸本線・湖西線や北陸自動車道を主な広域交通軸として、これらの地域と利便性高く結びついています。

（守るべき歴史文化が現在に息づくまち）

北國街道や北國脇往還、戦国時代を偲ばせる小谷城跡、賤ヶ岳・姉川の古戦場、竹生島、長浜曳山祭やおこない、観音文化など、多くの歴史的、文化的資源を有しており、近年では菅浦の湖岸集落景観が重要文化的景観に選定され、さらに長浜曳山祭もユネスコ無形文化遺産に登録されています。本市固有の歴史文化は世界に通ずるものであり、大切に守っていくことが求められます。

（継承される「住民自治」の力）

長浜は、古くから渡来の文化や産業を取り入れる「進取の気性」に満ち、中世の「惣」や幕藩体制下における「町人代表（町年寄十人衆）」に代表されるように、相互扶助の精神による自治運営がなされ、「不易流行」といった考え方を大切にしながら、「住民の力」を原動力として発展を続けています。住民自治の力は、今も広い市域のそれぞれの地域にしっかり根づき、まちづくりの様々な分野における次の前進を導いています。

4. 時代ごとのあゆみ

長浜市は、平成 18（2006）年 2 月 13 日に旧長浜市、東浅井郡浅井町、東浅井郡びわ町の 1 市 2 町が合併して誕生し、さらに、平成 22（2010）年 1 月 1 日に東浅井郡虎姫町、東浅井郡湖北町、伊香郡高月町、伊香郡木之本町、伊香郡余呉町、伊香郡西浅井町の 6 町と合併して現在の姿になりました。

旧町のあゆみも含めて、長浜市の時代ごとのあゆみをまとめています。

時期		概要
明治	平安	竹生島は山門を背景に、寺領を増す
	鎌倉～安土桃山	菅浦文書に代表される自治的な惣村の形成
	室町	足利尊氏が綿織東郷頭職を竹生島に寄進 近江猿楽(さるがく)三座と呼ばれた猿楽集団のうち、山階座と下坂座が存在
	安土桃山	羽柴秀吉が竹生島に安堵状を与える
	安土桃山 天正 3～4(1575～1576)年頃	羽柴(豊臣)秀吉が長浜城を築き、城下町に商人を住まわして自由な商業地とした 城下町長浜の町衆による繁栄と独自の経済力によるまちづくり 長浜の「曳山祭」子ども歌舞伎がはじまる
	江戸時代 明暦 2(1656)年	東上坂町の樽番(姉川からの引水を公平に分配する仕組み)の決まりが作られた
	寛文元(1661)年以降～ 元禄 8(1695)年	浜ちりめん、浜蚊帳、浜ビロードなどの繊維産業が盛んに 長浜の町は約 50 町からなり、人口は約 5 千人
	弘化 2(1845)年	西野隧道完成
明治 大正	明治 4(1871)年	近江国を 2 分して大津、長浜県となる(翌年 2 月長浜県は犬上県となり同年 9 月滋賀県に統合) 県下初の小学校として開智学校(現在の長浜小学校)開校
	明治 14(1881)年	地元の名望家有志によって設立された社団法人伊香相救社による救恤・救済活動
	明治 24(1891)年	町立長浜病院開院
	明治 29(1896)年	滋賀県蚕糸業組合立簡易蚕業学校(現在の滋賀県立長浜農業高等学校)開校
	明治 42(1909)年	姉川地震(死者 35 人、負傷者 643 人、全半壊した家屋は 3,300 戸超) 坂田郡の青年団 37 団体 2,171 名は手弁当で被災者救助に急行し、長浜病院の医師や開業医らによる救護活動や日本赤十字社病院救護班の被災地への出張、妙法寺住職らによる負傷者への慰問など支援
	大正 13 (1924) 年	長浜町立長浜商業学校(現在の滋賀県立北星高等学校)開校
昭和	昭和 18(1943)年	長浜町、神照村、六荘村、南郷里村、北郷里村、西黒田村、神田村が合併し、長浜市が誕生
	昭和 19(1944)年	市立長浜病院開院
	昭和 23(1948)年	市連合自治会結成
	昭和 32(1957)年	富田人形、県無形民俗文化財に指定 日本国有鉄道北陸本線木ノ本～近江塩津～敦賀の新線が開通 田村～敦賀に交流の電気機関車運転
	昭和 34(1959)年	西ドイツ・アウグスブルク市と姉妹都市提携
	昭和 38(1963)年	長浜港完成
	昭和 40(1965)年	長浜市、東浅井郡、坂田郡の 1 市 8 町で湖北広域衛生組合発足(ゴミ、し尿処理開始) 市民会館完成
	昭和 40(1965)年 ～昭和 61(1986)年	国営湖北農業水利事業として、余呉川頭首工、高時川頭首工及び草野川頭首工の取水施設並びに余呉湖補給揚水機を造成
	昭和 41(1966)年	田川用水路及びカルバートの完成
	昭和 42(1967)年	小谷城址保勝会が再建 県下初の交通災害共済制度発足 新市街地に消防庁舎完成

	昭和 43(1968)年	丹生ダム予備調査開始
	昭和 45(1970)年	北陸自動車道路線決まる 国道 8 号バイパス工事本格化
	昭和 46(1971)年	都市計画の線引き決まる 豊公園を 3 倍に拡張する埋め立て工事完成
	昭和 47(1972)年	東浅井郡広域行政組合消防本部発足
	昭和 48(1973)年	伊香郡消防組合消防本部発足
	昭和 49(1974)年	国鉄湖西線開通
	昭和 50(1975)年	滋賀文教短期大学開学
	昭和 55(1980)年	北陸自動車道開通
	昭和 58(1983)年	市民の熱意と寄附金により長浜城建設 湖北総合病院開設
	昭和 59(1984)年	芳洲庵竣工 「博物館都市構想」を策定 オールタウンの再生と独自のミュージアムづくりの推進 御坊表参道や北国街道の街並み景観の修景
平成	平成元(1989)年	黒壁スクエアオープン
	平成 3(1991)年	JR 長浜～米原間直通化
	平成 3(1991)年	木之本町邦乗器原糸製造保存会(大音・面山の生糸生産機合員で結成)が文化財保存団体として国認定
	平成 4(1992)年	丹生ダム基本計画策定
	平成 8(1996)年	北近江秀吉博覧会開催
	平成 14(2002)年	史跡「西野水道」修復工事完了
	平成 15(2003)年	長浜バイオ大学開学
	平成 18(2006)年	長浜市・東浅井郡浅井町・びわ町が合併 湖北地域消防組合開設 JR 北陸本線(長浜～敦賀)、湖西線(永原～近江塩津)の直流化 北近江一豊・千代博覧会開催
	平成 21(2009)年	淀川水系下線整備計画策定
	平成 22(2010)年	東浅井郡虎姫町・湖北町・伊香郡高月町・木之本町・余呉町・西浅井町が長浜市に編入
	平成 23(2011)年	江・浅井三姉妹博覧会開催
	平成 26(2014)年	黒田官兵衛博覧会開催 菅浦の湖岸集落景観が重要文化的景観に選定 「長浜子どものちかい」と「長浜子育て憲章」策定 市民プール新築移転開業 長浜市役所新庁舎完成
	平成 28(2016)年	長浜曳山まつりユネスコ無形文化遺産登録
	平成 29(2017)年	えきまちテラス長浜開業 雨森芳洲関係資料 ユネスコ「世界の記憶」登録
	平成 30(2018)年	菅浦文書が国宝指定
令和	令和元(2019)年	さざなみタウン開館
	令和 2(2020)年	長浜伊香ツインアリーナ開館
	令和 5(2023)年	長浜 450 年戦国フェスティバル開催
	令和 7(2025)年	湖国の感動 未来へつなぐ わた SHIGA 輝く 国スポ・障スポ 2025 開催
	令和 8(2026)年	豊臣兄弟博覧会開催

5. 社会の趨勢

本市のこれからのまちづくりを考える上で、踏まえるべき主な時代の潮流は以下のとおりです。

■ ポスト SDGs とウェルビーイング (well-being)

2015 年から開始した SDGs は 2030 年に目標年を迎えます。この間、『誰一人取り残さない』持続可能な社会づくり』は各分野で共有され、一定の成果をあげています。一方で、社会課題の複雑化や気候変動、パンデミック、戦争など包括的課題への対応の困難さの増大、経済成長だけでは人々の幸福を保証できない状況の顕在化も生じています。これらを踏まえ、ポスト SDGs として、新たな価値観の必要性が国連や OECD など国内外で議論され、その中心概念として、幸福や心身の健康、社会的つながりを重視する「ウェルビーイング (Well-being)」が示されています。国際的には、経済成長だけでなく人々の生活の質を測る指標づくりが進み、国内でも自治体や企業が「暮らしやすさ」「生きがい」など、個人の幸福を軸にした社会・経済システムの再設計が進められています。

■ 「こどもまんなか社会」への転換

少子化・出生数の減少がかつてないペースで進む中、こどもの権利・最善の利益を社会の中心に据え、将来世代への投資を重視する「こどもまんなか社会」の動きが強まっています。「こどもまんなか社会」は、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会をめざす考え方であり、社会の持続可能性を高める重要な要素です。

国はこども家庭庁を中心に、幼少期の育ち・子育て支援のビジョンや、こどもまんなか社会実行計画などを策定し、これまでの少子化対策を超えた新しい政策を進めています。

■ 都市機能の強靱化

地球温暖化の進展に伴い、豪雨・洪水・台風・異常高温といった自然災害が頻発・激甚化しており、都市・地域の機能を「強く・しなやかに」維持・回復するための「都市機能の強靱化 (レジリエンス向上)」がより一層重要となっています。

加えて、高度経済成長期に集中的に整備された橋梁・道路・上下水道・公共施設などが更新期を迎え、人口減少・財政制約の中で都市インフラをどのように維持・再編するかといった対応も求められています。従来のようにすべてを更新して維持することは困難であり、安全・安心な市民生活を保つうえで欠かせない都市インフラの再整備に注力する必要があります。限られた資源を効率よく活用して、将来世代に負担を残さない、持続可能なかたちでの都市機能の維持が重要です。

■ 新技術の急速な発展による暮らしの変化

AI、IoT、ビッグデータ、クラウド、ロボティクス、バイオテクノロジーなどの技術は、生活の利便性・安全性の向上をもたらし、行政サービスの効率をはじめ、医療や福祉の質の向上や災害対応の迅速化など、様々な分野・領域で革新的な変化が起きています。地域の問題解決や新産業の創出が期待される一方で、個人情報漏えいやサイバー攻撃のリスク、技術格差によ

る地域間・世代間の不平等なども懸念されます。

技術の恩恵を最大化しつつ、リスクを管理しながら、一人ひとりの生活の質を高める社会を構築していくことが重要です。

■ 価値観やライフスタイルの多様化と社会関係資本

家族形態の変化、ジェンダー観・キャリア観の変容などを背景として、「標準的な人生コース」は共有されづらくなり、ライフスタイルや価値観が多様化しています。それに伴って、個人の選択肢が広がり、創造性や新しい活動の可能性を生み出しています。また、性別や国籍、文化の違いを認め合う社会づくりが進んでいる一方で、つながりの希薄化、孤立・孤独、SNS を通じた分断や誹謗中傷などの問題も顕在化してきています。

そうした中で、暮らしの質や持続可能な地域づくりを支える資源として「つながり」「関係性」「地域参加」といった社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）が再評価されています。従来の地域コミュニティなどに加えて、デジタル技術の活用、世代・分野・文化を超えた協働・共創の場づくりなどにより、信頼と相互扶助を育む仕組みを備えていくことが重要です。

■ 生物多様性の保全と気候変動対策

生物多様性の損失と気候危機は、人類生存のために最優先で対策すべき課題であり、現象と対応策の点で相互に影響しあう関係にあることから一体的に取り組む必要があります。

生物多様性については、2022 年の COP15 で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に基づき、2030 年までに自然の回復（ネイチャーポジティブ）をめざすことが合意されました。国は「生物多様性国家戦略 2023-2030」を策定し、生物多様性損失と気候危機の「二つの危機」への統合的対応、「30by30（陸と海の 30%以上を保全する目標）」などの中長期戦略を示しています。

気候変動対策については、2016 年の COP21 で採択された「パリ協定」で世界の平均気温の上昇を 2℃より十分下回るものに抑えることなどが目標として示されています。国はこれを踏まえ、2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減、さらに 50%の高みをめざして挑戦を続ける「2050 年カーボンニュートラル」を宣言し、適応策と緩和策を推進しています。

■ 人口減少社会に対応した自治体経営

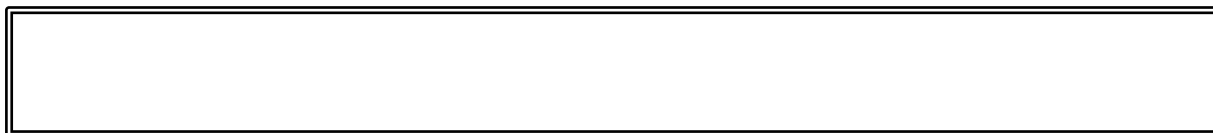
人口減少・少子高齢化が自治体の行政運営や行政サービスの提供を難しくしており、自治体経営は「縮む社会でも持続可能な運営」を視野に入れた転換が求められています。自治体間・圏域間での交通・医療・福祉・子育て・観光などでの連携強化や行政サービス・インフラの共同化と効率化が必須です。デジタル技術等も活用しつつ、公共私の協力のもとで分野の垣根を越えた事業連携を推進して、市町界にとらわれることなく、日常的な生活・経済の実態に即したエリアでサービスを提供する「地域生活圏」を形成することも重要となっています。

これまでの時代を取組、これからの時代の潮流及び現代の様々な市民参画の意見等を踏まえ、本市の「めざまちの姿」を描きます。

基本構想

1. 将来像

(1) めざすまちの姿

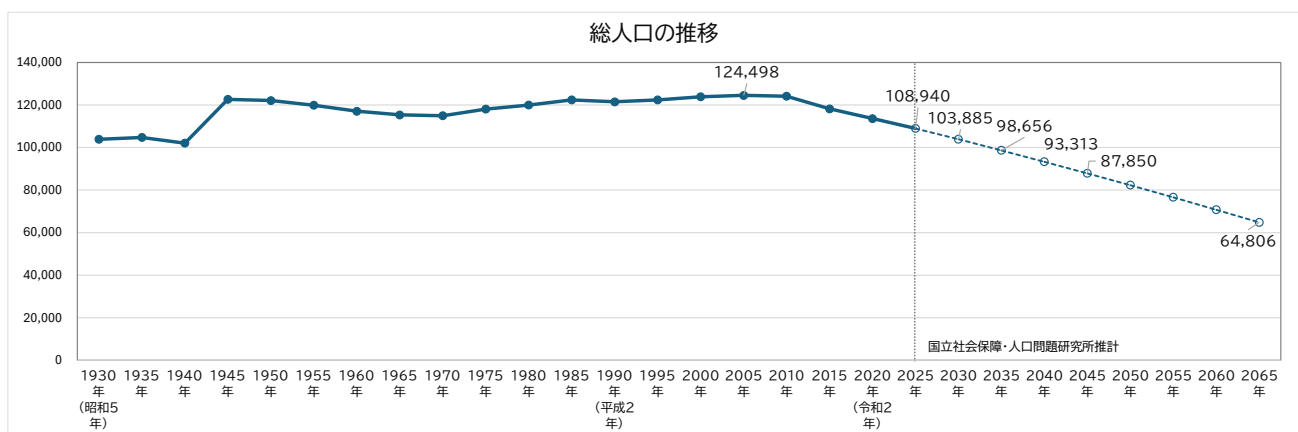


本市には、自らまちづくりに主体的に関わり、地域を築く“市民の誇り”(シビックプライド)が根付いています。シビックプライドは、市民の心の核であるとともに、本市の精神的背骨と言えます。この価値は民主主義の基本に根ざし、日本や世界に誇れるものです。また、外部との交流を通じ知識や技術を積極的に取り入れてきた歴史を背景に、本市のシビックプライドは「開かれた」特質を有しています。今後、人口減少などの課題に対応するため、外部の意見や力を活用し市内外と連携する「開かれたシビックプライド」を意識し、未来を創造していきます。

(2) 人口

本市の人口は平成 17（2005）年の 124,498 人をピークとして減少局面に入り、令和 2 年国勢調査に基づく国立社会保障・人口問題研究所の推計（令和 5（2023）年 4 月）では、本計画期間中の令和 12（2030）年以降に 10 万人を下回り、令和 27（2045）年には 87,850 人となる見込みです。

本市は、国の長期ビジョン及び本市の人口に関する推計や分析、調査などを考慮し、本市が将来めざすべき人口規模を展望した「長浜市人口ビジョン」（令和 7（2025）年 3 月）を策定しており、そのなかで、令和 47（2065）年に人口規模 73,000 人の維持及び人口構造の若返りをめざすことを掲げています。



本市の「めざすまちの姿」の実現に向けて、令和 20（2038）年度における本市人口（目標値）を次のとおり掲げます。

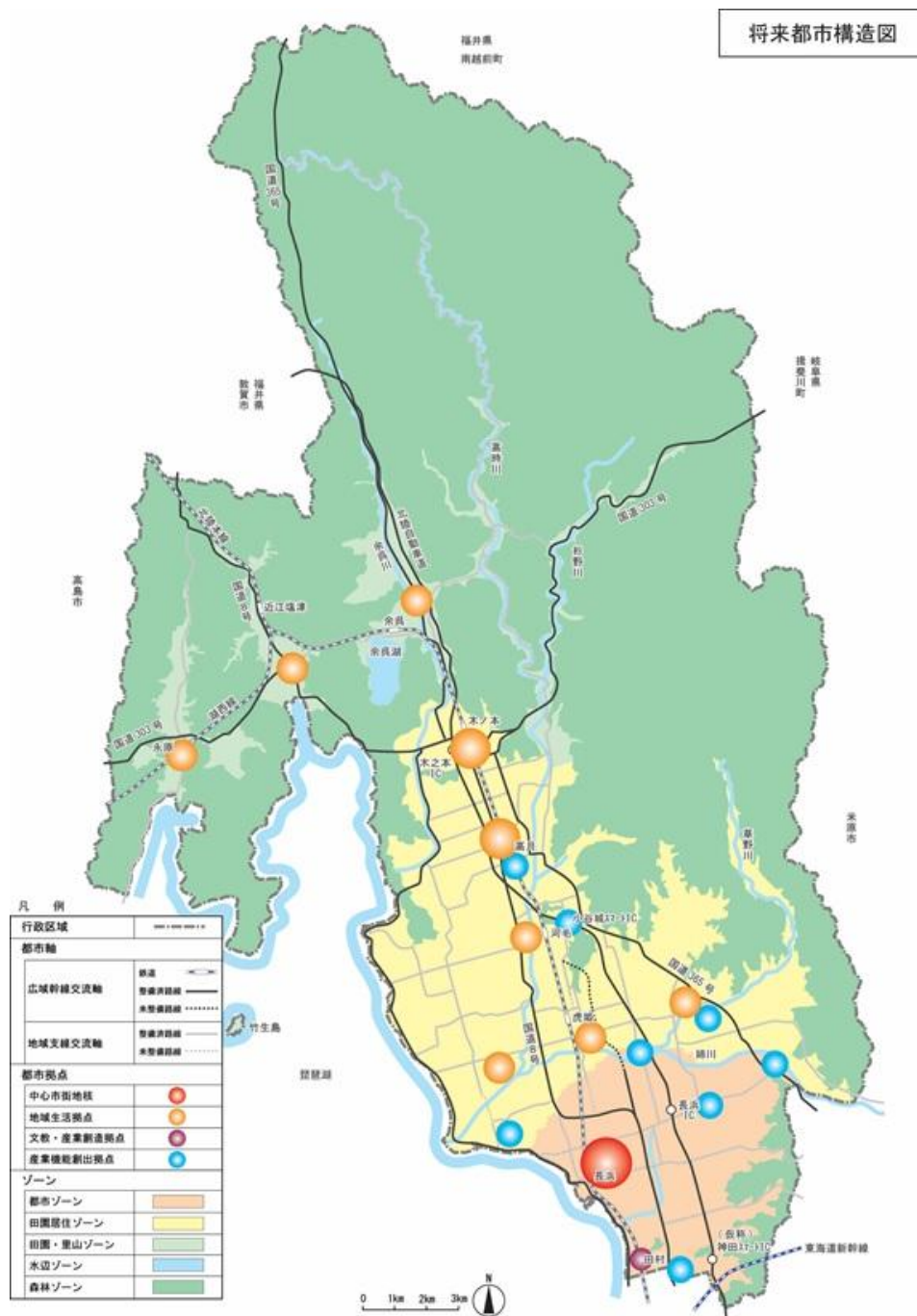
指 標	基準値	目標値
本市の人口（人口ビジョン）	112,294 人（2025 年度） ※2025 年度は、2024 年度を 据え置き（仮）	97,000 人（2038 年度）

(3) 将来都市構造

将来都市構造は、今後の都市機能や施設の配置、土地利用等の大まかな方向を示したものです。

土地利用、人口分布、新築や開発の動向、地形等に注目すると、本市は下図に示すおおむね5つのゾーンに分類でき、将来都市構造においても、各ゾーンの特色を考慮したまちづくりを進めます。

二度の合併を経た本市は、旧町の中心市街地などを核とした生活圏が複数存在しており、それぞれの生活圏が交通によって連携する「集約型多核都市構造」をめざすことを基本とします。



2. 行政経営の方針

本市が掲げる「めざすまちの姿」を実現するためには、まちづくりの政策を進めるだけでなく、市民の皆様や多様な団体と連携・協力しながら、持続可能な行政運営を確立することが重要です。この目的を達成するために、本市のまちづくりを進める上での前提となる行政経営の3つの方針を定めます。

これらの方針を踏まえながらまちづくり政策を進めることで、安心して暮らせる活力のあるまちの実現と持続可能な行政運営の両立を図ります。

方針1	市民が主体のまちづくり
・ 長浜市市民自治基本条例の精神を尊重し、市民が主体となるまちづくりを推進します。市民と市が役割を尊重し協働しながら、情報を共有し合い、分かりやすく開かれたまちづくりを進め、シビックプライドの醸成を図ります。 ・ また、市民の自主的かつ主体的な参画を促進するとともに、性別や年齢、国籍、価値観等に関わらず多様な主体による連携・協働を一層促進し、地域力の向上を図ります。	
方針2	持続可能な自治体経営
・ 人口減少が加速度的に進む一方、市民ニーズが多様化・複雑化するなかで拡大する行政への要請に、限られた経営資源（職員、施設、予算、時間、情報）をもって、将来にわたって質の高いサービスを提供できるよう、持続可能な行政運営を行います。 ・ さらに効率的で能率的な自治体経営を行っていくため、デジタル技術の導入による行政実務の抜本改善などによって、人材・財源などの経営資源の最適化を進めるとともに、近隣市町との広域連携を推進します。	
方針3	地域生活圏の形成と公民連携
・ 近隣市町における公共私との連携のもとで、それぞれの地域の実情に即した地域生活圏の形成を図ります。 ・ 民間が持つノウハウや専門知識、ネットワークなどを活用して、公共施設の整備・運営への民間資金・能力の積極的活用を図ります。 ・ 民間と市が適切な役割分担に基づいて公共領域を創造することによるサービスの充実と効率化や地域の魅力創出・活力の維持を図る取組を推進します。	

3. まちづくり政策

これまでの現状とこれからの時代の潮流を踏まえ、「めざすまちの姿」の実現に向けて、特に特徴や価値のある地域資源にかかる7つの分野【7つの輝き】に注力し、まちの輝きを高めていきます。

【7つの輝き】

1	こども若者	～こども若者を「主人公」にするまち～
2	健康・医療・福祉	～健康医療を誇りにするまち～
3	歴史・自然・観光	～歴史・自然・創造が交わる観光のまち～
4	産業	～未来を切り拓く産業のまち～
5	教育・文化	～学びと文化が共鳴するまち～
6	安心・安全	～先人の叡知と努力に根差した持続可能なまち～
7	進取の気性	～果敢に挑戦をつづけるまち～

また、個々の輝きを磨きあげるだけでなく、それらを織りなしハーモニーを生み出すことで、さらに新たな輝きを見出していきます。



輝き1 こども若者 ～こども若者を「主人公」にするまち～

令和20（2038）年度の姿

本市はこども若者と共に輝く未来を築く地域として発展しています。

こども若者への経済的支援や成長のための環境整備にとどまらず、本市で育ったこども若者がまちに愛着を持ち、いつまでも積極的に関わりながら「主人公」として活躍しています。

こども若者が主体的に大人とともにまちづくりに関わることで、笑顔が広がり、すべての人が幸福に暮らせる未来を実現しています。

取組方針

誰もが安心して暮らし、遊び、学び、子育てができる環境を整備していきます。また、こどもや若者が自己肯定感を育み、選択肢がたくさんある環境及び自分らしい人生を選びとれる力を身に付ける機会を提供していきます。さらに、多様な可能性を感じながら夢の実現に向けて行動できるような仕組みづくりを進めていきます。

基本方針

- ・基本方針1：次代を担うこども若者たちの健やかな成長を包括的に支援する
- ・基本方針2：こども若者が自らの可能性を発揮できる機会を創出する
- ・基本方針3：こども若者が自分の夢の実現に向けて行動できる仕組みを整える

成果指標・目標数値

指 標	基準値	目標値
「長浜市はこどもまんなか社会の実現に向かっていく」の割合（未来こども若者計画）	21.7%（2025年度） ※2025年度は、2023年度を 据え置き（仮）	70.0%（2038年度）
本市の出生数	620人（2025年度） ※2025年度は、2024年度を 据え置き（仮）	511人（2038年度）

令和20（2038）年度の姿

健康面では、予防医学的な視点を重視した取組が進み、治療に頼らず健康に暮らす市民が増えています。地元で根ざしたアメリカンフットボールや柔道、相撲、ソフトテニスなど特色あるスポーツが広く親しまれ、市民の健康意識が大きく向上しています。

医療面では、医療費の増大を抑制しつつ持続可能な体制が確立され、高度医療と日常医療の双方が充実しています。

福祉面では、誰もが健やかに暮らし、高水準の医療・福祉サービスが行き届く、安心して暮らせるまちが実現しています。

取組方針

びわ湖や里山などの豊かな自然環境や身近なスポーツ施設を活用し、誰もが日常的に体を動かし、心身ともに健やかに暮らせる環境づくりを進めます。また、地域医療と福祉の連携を強化し、県内でも先進的な医療体制を維持しながら、予防から治療、介護までを切れ目なく支える仕組みの充実を図ります。さらに、年齢やしょうがい、国籍などの違いを超えて支え合い、多様性を尊重しながら、誰もが生きがいをもって暮らせる地域共生社会の実現に取り組めます。

基本方針

- ・基本方針1：スポーツに親しんでもらえる環境づくりと生活習慣改善で健康寿命延伸を推進する
- ・基本方針2：切れ目のない医療体制の構築及び経済的負担を支援する
- ・基本方針3：地域共生社会の実現に向けて、「地域」「仲間」「しくみ」を育てる

成果指標・目標数値

指 標	基準値	目標値
成人の週1回以上のスポーツ実施率（スポーツ推進計画）	46.0%（2025年度） ※2025年度は、2024年度を 据え置き（仮）	70.0%（2038年度）
自分で自分を健康だと思っている人の割合（市民意識調査）	●%（2025年度）	80.0%（2038年度）

輝き3 歴史・自然・観光 ～歴史・自然・創造が交わる観光のまち～

令和20（2038）年度の姿

豊かな歴史文化や美しい自然環境が適切に保全されるとともに、それらの価値の向上に向けた活用が図られ、本市の魅力が一層高まっています。日本人のみならず海外からの観光客も増加し、「稼ぐ観光」を意識しながら、四季折々の催事をはじめ、地域全体での様々な取組が定着しています。歴史的な街並みや自然景観を巡る周遊観光が活発に行われ、観光地や事業者間の連携も一層強化されています。さらに、受入体制の充実により快適に滞在できる環境が整うとともに、医療など他分野との連携によって新たな魅力が創出され、世界に誇れる持続可能な観光都市としての認知度が高まっています。

取組方針

長浜の豊かな歴史・文化・自然が調和するまちづくりを進め、市民と来訪者がその魅力を共有し、地域への誇りと愛着を育む取組を推進します。黒壁スクエアや竹生島、観音の里などの歴史・自然資源を磨き上げ、広域的な連携による観光ネットワークの形成と発信力の強化を図ります。さらに、観光MaaSやデジタル技術を活用した情報発信を進め、国内外から多くの人々が訪れる、持続可能で魅力ある観光都市の実現に取り組みます。

基本方針

- ・基本方針1：歴史・自然を継承・保全し、魅力と価値がある観光資源を磨きあげる
- ・基本方針2：情報発信の枠組みを整備し、観光DXと効果的な情報発信を推進する
- ・基本方針3：多様な主体が連携協力できるプラットフォームの形成に取り組む

成果指標・目標数値

指 標	基準値	目標値
長浜市所在指定文化財数	487 件（2025 年度） ※2025 年度は、2024 年度を 据え置き（仮）	539 件（2038 年度）
「地域が持つ魅力の発信と 観光振興」の満足度（市民 意識調査）	3.22（2025 年度） ※2025 年度は、2024 年度を 据え置き（仮）	3.50（2038 年度）

輝き4 産業 ～未来を切り拓く産業のまち～

令和20（2038）年度の姿

企業は、付加価値の高い製品・サービスを生み出して利益を創出し、その利益を従業員の所得や働き方の多様性向上に活かし、さらに地域の消費へと循環させることで、地域産業の持続的な発展を力強く支えています。また、地域の特性を生かした収益性の高い農業の展開、スマート農業など新技術の普及、次世代への技術・伝統継承、多様な担い手の連携により農林水産業の活力が創出されています。

市内には、働きやすくやりがいのある職場が多く存在し、市民は働く場として市内産業の魅力を知り、特に若年世代を中心に、長浜を選び、住み続ける人々が増えています。

取組方針

本市の地の利を活かし、成長が期待される産業分野の企業誘致や本社機能移転を促進し、地域産業の多角化と雇用機会の拡大を図るとともに、若年世代が市内で働くことが選択肢となるよう、情報発信等に取り組みます。また、企業誘致の条件整備や働きやすくやりがいのある職場環境の実現を推進し、起業家・創業者の育成と雇用確保を支援していきます。さらに、農業分野においては地域の人との関りを持ちながら、農地集約やスマート農業の推進など、次世代型の農業を積極的に展開し、持続可能で発展的な地域づくりを推進していきます。

基本方針

- ・基本方針1：多様な産業が連携し、地域内での経済循環を促進する
- ・基本方針2：企業誘致や本社機能移転による働く場の創出と魅力ある職場環境実現による雇用の確保を促進する
- ・基本方針3：農地集約やスマート農業などの新技術の普及と多様な担い手を育てる

成果指標・目標数値

指 標	基準値	目標値
「雇用や就労する機会の拡充」の満足度（市民意識調査）	2.91（2025年度） ※2025年度は、2024年度を 据え置き（仮）	3.50（2038年度）
納税義務者数（給与所得者＋営業等所得者＋農業所得者）の割合	61.32%（2025年度） ※2025年度は、2024年度を 据え置き（仮）	75.17%（2038年度）

輝き5 教育・文化 ～学びと文化が共鳴するまち～

令和20（2038）年度の姿

教育面では、社会全体で家庭を支え合っているとともに、デジタル技術の進展を踏まえ、学校教育から社会教育に至るまで、「いつでも・どこでも・誰でも学べる」環境が整備されています。地元文化の伝承や地域社会との連携を通じた学びに加え、国際社会で活躍できる能力を育む教育によって、グローバルとローカルを兼ね備えた人材を育成しています。

文化面では、地域内外の交流が一層活発となり、デジタル技術を活用した文化資源の発信など、新たな芸術や文化活動が生まれています。こうした取組を通じて、住民にとって学びと文化が日常生活の一部として定着し、多様性を尊重しながら持続可能な地域づくりを支える、活力あるまちが形成されています。

取組方針

初等教育から高等教育まで、各種の学校が切れ目なく連携し、包摂的な学びの場を確保するとともに、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の3つを柱とした「生きる力」の育成をめざします。

また、現在の文化活動の継続・充実に加え、新しい分野も取り入れることにより、市民一人ひとりが文化活動に触れる機会を拡大し、より深みのある活動を展開することで、学びと文化が相互に高め合う、豊かで多様な地域社会の形成をめざします。

基本方針

- ・基本方針1：生きる力を育み、未来を創る人づくりを推進する
- ・基本方針2：時間や場所を問わず学び続けられる仕組みを構築する
- ・基本方針3：地域文化の継承と国際化の融合を図り、新たな価値を創出する

成果指標・目標数値

指 標	基準値	目標値
「自分には、よいところがある」と答えた割合（教育振興基本計画）	小学校 86.3%（2025 年度） 中学校 86.1%（2025 年度） ※2025 年度は、2024 年度を 据え置き（仮）	小学校 90.0%（2038 年度） 中学校 90.0%（2038 年度）
成人の年1回以上の社会教育・文化芸術活動への参加割合（市民意識調査）	●%（2025 年度）	100.0%（2038 年度）

令和20（2038）年度の姿

自然災害や犯罪への防災・防犯対策が一層高度化され、空き家対策を含めた地域全体での支え合いの仕組みが的確に機能しています。住民相互の連携が強化され、地域の力を結集することで、災害や緊急時にも強靱に対応できるまちづくりが進められています。

また、道路のバリアフリー化や上下水道施設の耐久性向上が図られ、安全で安心な都市基盤が整備されています。加えて、公共交通網の充実や買い物支援などの地域輸送体制の強化により、誰もが便利で快適に暮らせる環境が実現しています。

都市インフラの充実に加え、地域の絆や支え合い、自治の力がより深まることで、ハード・ソフトの両面から「災害に強く、安心して快適な暮らし」を実現した魅力あるまちが形成されています。

取組方針

さらなる「安心・安全」の確保に向けて、強靱な防災インフラの整備及び公共交通ネットワークの構築を推進します。あわせて、全ての住民が心身ともに健康であり続け、地域全体が一体となって様々なリスクに的確に対応できるよう、世代を超えて支え合う地域社会の形成をめざします。

また、「自助」「共助」「公助」に加え、民間事業者等との協働を通じた取組を推進し、多様な主体が連携して地域を支える体制を構築することにより、誰もが安心して暮らすことのできるまちの実現を図ります。

基本方針

- ・基本方針1：災害に強いインフラ整備と地域防災力を強化する
- ・基本方針2：暮らしやすさを実感できる生活基盤を整備する
- ・基本方針3：安心のできるコミュニティの形成を促進する

成果指標・目標数値

指 標	基準値	目標値
防災拠点となる公共施設等の耐震化率	98.4%（2025年度） ※2025年度は、2024年度を 据え置き（仮）	100.0%（2038年度）
市民の地域公共交通に対する満足度（地域公共交通計画）	2.29（2025年度） ※2025年度は、2024年度を 据え置き（仮）	3.00（2038年度）

輝き 7 進取の気性 ～果敢に挑戦をつづけるまち～

令和 20（2038）年度の姿

時代の変化にしなやかに対応しながら、これまでの経験と実績を基盤に、豊かな歴史資産と先端産業の融合をめざし、一層の産業振興と観光振興を推進しています。また、DXの進展などを踏まえた農業等の新たな可能性にも注力着目し、持続可能な生産体系を確立しています。さらに、脱炭素など地球規模の課題に対しても、積極的に取り組んでいます。

これらの課題解決において、進取の気性をさらに高め、生かしていくために、民間の創意工夫と挑戦を、行政が支え、応援していくような官民共同でのプロジェクトを推進し、市民一人ひとりがまちづくりに主体的に参加する仕組みを築いています。

また、長浜に住む人や関わる人が長浜の魅力を自ら積極的に発信しています。

取組方針

人口減少と少子高齢化が進行する中、未来の市民によりよきものを引き継ぐため、従来の手法にとらわれず、時代の変化に対応した持続可能な自治体運営を進めていきます。また、様々な地域課題の解決に向けて、民間の創意工夫と挑戦を行政が支える仕組みを整え、市民が主体的にまちづくりに参加できる環境を構築していきます。さらに、長浜に住む人や関わる人が長浜の魅力を積極的に発信する機運を高めていきます。

基本方針

- ・基本方針 1：民間の創意工夫と挑戦を支える仕組みを整え、市民が主体的にまちづくりに参加できる環境を構築する
- ・基本方針 2：未来の市民によりよいものを引き継ぐため、時代の変化に対応した持続可能な自治体運営を進める
- ・基本方針 3：長浜に住む人や関わる人が長浜の魅力を積極的に発信する機会を増やす

成果指標・目標数値

指 標	基準値	目標値
「長浜市にこれからも住み続けたい」の割合（市民意識調査）	89.6%（2025 年度） ※2025 年度は、2024 年度を 据え置き（仮）	90.0%（2038 年度）
本市の転入者数	2,792 人（2025 年度） ※2025 年度は、2024 年度を 据え置き（仮）	2,896 人（2038 年度）

4. 基本構想と分野別計画との連関

本基本構想に示すめざすまちの姿及び7つの輝きと、その実現の手段として位置付ける分野別計画との連関は次のとおりです。新たな分野別計画の策定や策定済みの分野別計画の見直しにあたっては、本基本構想に示す政策や施策の方向性を踏まえることとします。

【基本構想と分野別計画の連関：計画の主目的に応じた整理表】

7つの輝き	分野別計画
1 こども若者	・未来こども若者計画
2 健康・医療・福祉	・スポーツ推進計画 ・地域福祉計画 ・しょうがい福祉プラン ・健康ながはま 21 ・ゴールドプランながはま 21 (高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)
3 歴史・自然・観光	・環境基本計画 ・地球温暖化対策実行計画(区域施策編) ・歴史的風致維持向上計画 ・みどりの基本計画 ・景観まちづくり計画 ・観光振興ビジョン
4 産業	・産業振興ビジョン ・湖の辺のまち長浜未来ビジョン ・農業振興地域整備計画 ・森づくり計画
5 教育・文化	・教育大綱・教育振興基本計画 ・図書館基本計画 ・生涯学習社会づくり基本方針 ・歴史文化基本構想 ・文化財保存活用地域計画 ・文化芸術振興ビジョン
6 安心・安全	・交通安全計画 ・市民協働推進計画 ・多文化共生のまちづくり指針行動計画 ・人権施策推進基本計画 ・男女共同参画行動計画 ・地域公共交通計画 ・都市計画マスタープラン

	・立地適正化計画 ・道路雪寒対策基本計画 ・住生活基本計画 ・地域防災計画 ・国民保護計画 ・国土強靱化地域計画 ・原子力災害に係る長浜市広域避難計画
7 進取の気性	・定員管理基本方針 ・財政計画 ・公共施設等総合管理計画 ・まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・過疎地域持続的発展計画 ・定住自立圏形成方針・長浜市定住自立圏共生ビジョン ・官民パートナーシップ推進基本方針 ・DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進戦略 ・ながはまゼロカーボンビジョン 2050 （長浜市脱炭素社会構築基本計画） ・南長浜まちづくりビジョン for 2050